

(引越) 事業区域を定める貨物自動車運送事業運賃料金 (関東運輸局提出)

1. 車扱運賃料金

I. 引越運賃率表 (時間制・距離制)

関東運輸局

(単位:円)

	車種別	1トソ車	2トソ車	3トソ車	4トソ車	5トソ車	6トソ車	8トソ車	10トソ車	12トソ車
	種別	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで
時間制	4時間制	16,840	18,550	19,890	22,020	23,410	24,710	27,830	30,500	33,120
	8時間制	28,050	31,140	33,240	36,700	40,650	43,270	47,700	52,120	56,970
	基礎作業時間8時間を超える場合は1時間までを増すごとに	2,840	3,070	3,290	3,490	3,690	4,010	4,480	4,970	5,260
距離制	100kmを超え110kmまで	31,120	34,420	36,770	39,210	43,440	47,690	53,810	59,660	61,710
	120kmまで	32,400	35,850	38,300	40,890	45,260	49,680	56,060	62,110	64,310
	130kmまで	33,690	37,320	39,830	42,530	47,100	51,680	58,340	64,610	66,890
	140kmまで	34,960	38,750	41,370	44,170	48,900	53,690	60,600	67,170	69,500
	150kmまで	36,270	40,200	42,900	45,840	50,740	55,700	62,850	69,730	72,080
	160kmまで	37,540	41,610	44,440	47,480	52,560	57,700	65,110	72,270	74,690
	170kmまで	38,830	43,060	45,970	49,120	54,400	59,680	67,410	74,830	77,290
	180kmまで	40,100	44,500	47,490	50,790	56,220	61,700	69,650	77,380	79,880
	190kmまで	41,400	45,940	49,020	52,440	58,040	63,710	71,920	79,910	82,460
	200kmまで	42,690	47,380	50,580	54,080	59,850	65,700	74,180	82,480	85,070
	200kmを超え500kmまで 20kmまでを増すごとに	2,290	2,540	2,700	2,890	3,210	3,540	3,990	4,420	4,580
500kmを超え50kmまで を増すごとに	5,740	6,370	6,790	7,270	8,040	8,810	9,920	11,060	11,420	

II. 引越運賃料金適用方

この運賃料金は車両を貸し切って、引越荷物を運送する場合に適用することとしており、小口の引越貨物を他の貨物と積合わせて運送する場合には適用しません。

(運賃料金の適用)

1. この運賃及び料金は、実車キロ (荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ) が100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

(運賃料金計算の基本)

2. 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間 (車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に戻るまでの時間をいいます) の別 (8時間制又は4時間制の別) ごとに計算します。

この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にもたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときにのみ適用します。

また、8時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後にまたがる場合又は4時間を超える場合）に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。

3. 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。

(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。

(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

(冬期割増)

6. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

地 域	期 間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月 1日 至 3月31日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・飛騨市・下呂市・郡上市		

(休日割増)

7. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る。	2割
----------------------	----

(深夜・早朝割増)

8. 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る。	3割
------------------------------	----

(車両留置料)

9. 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間(荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます)が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

車両留置料

車種別 時間	1トン車 まで	2トン車 まで	3トン車 まで	4トン車 まで	5トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで
30分まで ごとに	1,230 円	1,360 円	1,460 円	1,560 円	1,710 円	1,880 円	2,140 円	2,360 円	2,460 円

(消費税導入に伴う運賃料金の加算方法)

10. 運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

(1)前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

11. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
- ②割増率の適用の計算
- ③上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④5.による運賃の端数処理
- ⑤料金(端数処理を含む)の計算
- ⑥10.による加算の計算
- ⑦実費の計算

(実費負担)

12. 次に定める荷役費用及び荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1) 荷役作業員料(運転手作業員料を除く)、荷造作業員料、諸資材料(運搬料を含む)
- (2) 特殊荷役機械使用料
- (3) 有料道路利用料
- (4) 一時保管料

13. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

- (1) 実車キロが100キロメートル以内の運送(時間制運賃)であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合(4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業)には次の式により

算出した金額を収受します。

使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）× 2

ただし、基礎作業時間（4時間又は8時間）を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。

(2) 実車キロが100キロメートルを超える運送（距離制運賃）であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）+航送期間中の固定費（1時間当り車両留置料相当額×航送所要時間）} × 2

(その他)

14. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(適用日：1995年5月26日)